

## 公立大学法人滋賀県立大学における安全保障輸出管理細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、公立大学法人滋賀県立大学における安全保障輸出管理規程（以下「規程」という。）第18条の規定に基づき、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事前確認)

第2条 職員等は、取引を行おうとするときは、次の各号に掲げる手順にて、規程第8条に定める事前確認を行うものとする。

(1) 職員等は、安全保障輸出管理に関するチェックフロー（様式第1号裏面）（以下「チェックフロー」という。）に従い、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性等の事前確認を行い、事前確認シート（様式第1号の1または様式第1号の2）の提出が必要となったときは、これを作成し、部局輸出管理責任者を経て輸出管理統括責任者に提出しなければならない。

(2) 職員等は、チェックフローに従い該非判定が必要となったときは、対象となる貨物または技術がリスト規制貨物またはリスト規制技術に該当するかについて該非判定を行い、該非判定書（様式任意）を起票し、部局輸出管理責任者を経て輸出管理統括責任者に提出しなければならない。

(3) 職員等は、チェックフローに従いキャッチオール規制チェックシート（様式第2号）の提出が必要となったときは、これを作成し、用途確認および需要者確認を行い、部局輸出管理責任者を経て輸出管理統括責任者に提出しなければならない。

2 前項第2号の場合において、対象となる貨物または技術がリスト規制に非該当または対象外であることが明らかであるときは、その理由を記載した事前確認シートの提出により、該非判定書の作成に代えることができる。

3 職員等は、次に掲げる取引を行おうとするときは、事前確認シートの提出を要さない。

(1) 自己使用の目的で市販のパソコン、タブレット、カメラ等を携行する場合

(2) 不特定多数が参加可能な国際会議・学会等で発表する場合

(3) 論文投稿や特許出願等技術の公知化の場合

(4) すでに日本で雇用関係を結んでいる者または日本に入国後6か月以上経過している者を受け入れる場合

(5) 受け入れる研究室が非実験系研究室である場合

(6) 学部の留学生を受け入れる場合

4 第1項第1号から第3号の規定により、輸出管理統括責任者が事前確認シート等を受理したときは、内容の確認を行い、取引を行おうとする職員等に対し事前確認の結果を通知するものとする。

### (取引審査)

第3条 職員等は、規程第9条に定める取引審査の手続きが必要とされたときまたは大量破壊

兵器等もしくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき内容の通知を受けた取引を行おうとするときは、キャッチオール規制チェックシートおよび取引審査申請書（様式第3号）を作成し、部局輸出管理責任者を経て輸出管理統括責任者に提出しなければならない。

- 2 輸出管理統括責任者は、前項の申請があったときは、取引審査を行い、取引を行おうとする職員等に対し取引審査の結果を通知するものとする。

付 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、平成31年4月12日から施行する。

付 則

この細則は、令和元年8月28日から施行する。

付 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この細則は、令和4年5月1日から施行する。